

諮問日：令和2年8月5日（令和2年度（最情）諮問第15号）

答申日：令和3年1月25日（令和2年度（最情）答申第48号）

件名：長官所長会同における最高裁判所長官挨拶の作成手続が書いてある文書の
不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「長官所長会同における最高裁判所長官あいさつの作成手続が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年7月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

昭和59年12月18日の衆議院法務委員会における最高裁判所事務総局総務局長の答弁からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同（以下「長官所長会同」という。）における最高裁判所長官挨拶は，長官所長会同の冒頭に，最高裁判所長官が慣例として述べているものである。挨拶の内容は，長官所長会同の開催ごとに，裁判所の実情や諸課題の検討状況等を踏まえ，事務総局の意見も聴取するなどした上で，最高裁判所長官が決めており，最高裁判所において，その作成手続について定める必要はないことから，これを記載した司法行政文書

は作成しておらず、また取得もしていない。

念のため、本件開示の申出を受け、最高裁判所内において本件開示申出文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。

なお、苦情申出人が主張する衆議院法務委員会における最高裁判所事務総局総務局長の説明は、最高裁判所長官訓示として述べられていたその当時の作成手順等について説明されたものにすぎず、本件開示申出文書が存在することの根拠になるものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年8月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月18日 審議
- ④ 令和3年1月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、長官所長会同における最高裁判所長官の挨拶は、慣例として述べられているものであり、その内容は、長官所長会同の開催ごとに、裁判所の実情や諸課題の検討状況等を踏まえ、事務総局の意見も聴取するなどした上で、最高裁判所長官が決めているとのことである。このような挨拶の性格や作成過程を踏まえるならば、最高裁判所においてその作成手続について定める必要はなく、これを記載した司法行政文書は作成し又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、昭和59年12月18日の衆議院法務委員会における最高裁判所事務総局総務局長の答弁からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる旨主張する。しかしながら、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、上記法務委員会における総務局長の説明は最高裁判所長官訓示として述べられてい

たその当時の作成手順等について説明されたものにすぎないとのことであり、当該説明の時期及び内容に照らせば、上記説明が本件開示申出文書の存在を裏付けるものとはいえないから、上記の判断を左右するものではない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子